

行方・鹿島両地域開発の構想
 町役人常務委員所
 町長坂本集
 町長編報委
 町長印刷所
 町長潮来町
 町長株式會社敬文館



第35号

昭和37年2月20日発行

おもな記事

行方・鹿島両地域開発の構想	2
町議会報告	2
町政日誌	2
土地改良、村づくり	3
定例監査報告	3
町、県民税の課税方法	3
県外、海外からの便り	4
年金、民生、衛生欄	5
子ども会の発展	6
卒業期前の青少年と家庭	7
商工会欄	8
登記の話	9
衣食・住	10

行方・鹿島両地域開発の構想

― 県の振興計画から ―

現在のすがた

私たちの住む鹿行地域は、茨城県の東南部に位置し、面積約7万6千ha、首都東京から約80kmの距離にあります。産業のしくみは、農漁業が78%を占め、きわめて後進的であり、県でも低開発地域となっています。

水田は、ほとんど単作で畑は、表類、甘しよなどが主な作物で、果樹、野菜の植栽が少なく、品種の統一を欠き、主産地形成がなされていません。畜産の飼育普及度は、県平均を上まわっています。近代的经营は行なわれていません。

水産業は、遠洋漁業が振わす、内水面水産は乱獲のため資源がなくなりつつあります。

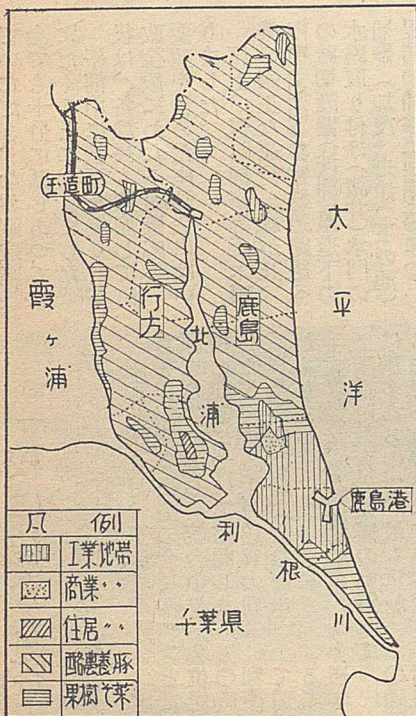
商業は、大部分が家族経営の小売業者で、低調です。工鉱業は、一般に振っていません。

観光は、東京を控え、有利な立地条件を備えています。が、施設が、整備されていません。

道路、鉄道の交通施設は利根川、霞が浦等の地理的な制約と、特殊資源のない

振興上の問題点

この地域の現状からみて早くその後進性を抜けきり地域間、産業間の所得差の是正をはかるために、総合振興の重点を経済発展のものである水と土地の開発におき、飛躍的工業の開発を中心として、併せて農業の



例	凡
工業地帯	斜線
商業	点線
住居	白
臨海地帯	波線
果樹	格子

1. 鹿島港の建設
鹿島郡神栖村に掘込港を建設し、4万トン級の船が入れるようにし、地域開発の根拠地とします。
2. 工業地帯の造成
鹿島港を中心として、石油、機械及び金属工業等の関連企業を誘致します。
3. 道路等交通網の整備

東京と鹿島工業地帯を結ぶ路線に重点をおき、一般県道についても、資源の開発、産業の振興等の見地から整備していきます。

現在、国鉄調査線である水戸―鹿島―佐原間を開通させる様強力に要請します

4. 水資源の高度利用
霞が浦の約10億m³の水資源を、工業用水、農業用水及び上水道に積極的活用をはかります。

5. 農業構造の近代化
総合的、合理的な土地利用をはかるため、かんがい排水、区画整理、農地集団化等の整備事業を実施し、地域の特性を生かしたそれぞれの営農の形態を確立します。そのうち、北部地帯(当町を含む)は、豊富な甘しよ、大麦等の飼料作物を利用して酪農及び養豚を中心とした地帯とします。

6. 中小企業の振興
工業の開発によつて、経済力を発展させ、購買力を高め、企業者自体の経営

改善に対し側面から援助します。

7. 教育施設の整備
鹿島工業地帯の造成により昭和45年までに約20万の都市出現が考えられ、技術者の需要が飛躍的に増大されるのが予想されます。新しい情勢に応じて工業高校の設置等、教育施設の総合的な整備を促進します。

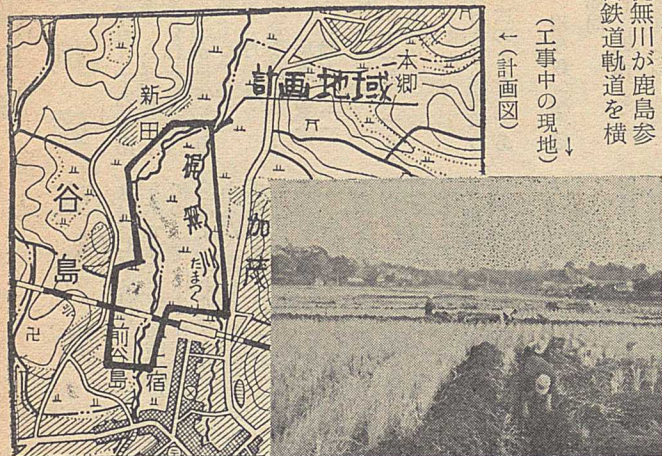
8. 観光資源の整備
水郷及び鹿島灘砂浜海岸の景観と風趣に富んだ、天然資源の特色を総合的に開発整備する。

町のすがた	(37.131)
面積	51.61km ²
人口	2,797人
男	2,257人
女	7,684人
男女計	14,941人
町民	2,490人
警察官	6人
医師	6人

2月の税
 保険税 第4期分

ざる上流約
10 haですが、
東側（加茂）
は溜地と谷
津の用水路
西側（合島）
は梶無川支
流からかん
がいし、梶
無川に自然
排水してき

八発句地区 (谷島、加茂)
土地改良事業



←(計画図)

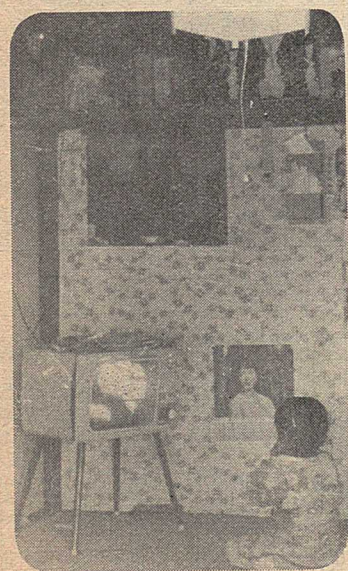
暗渠排水で10haを美田化

八発句（やぼ　ました、過湿田のためなが

ぶどうの生産地へ

若海部落の村づくり

若海部落の根崎公一さんほか7名は、新しい「村づくり」の事業として、ぶどう栽培をとりあげました。みんなで約1haの畑に苗木を植えつけ、棚あげ作業に大わらわです。品種は、食用、醸造用兼用のマスカットペリAで、10aあたり3トン内外の収量がみこまれ、農業経営の改善に大きく役立つことになります。



羽生の東組（7戸）で
す。役場及び農協等が

こんでテレビに見いつてい
ます。

く冷害に悩まされ、水田農作業にも不便を来たしてきましたが、これらを解消し、米45tの増産を目標として、地区内の耕作者三十八名（代表者小野口清）の共同施行で、暗渠排水事業をはじめました。

この工事は、幹線1.7km、支線4.5kmにおよぶ暗渠を、縦

横に配置、生松そだ、陶管を埋設し、66か所の水こうを設けるといふ大規模なもので、単県土地改良事業としての指定を受け、総経費95万4千円（うち補助金28万6千円）受益耕作者の寒風をついでの熱心な作業で2月20日には完成する予定です。

（産業建設課）

ランプ生活に
さよなら

広いたんぼのまん中、農業経営によい場所である、と移り住んで40年、50年とたつたが、へき地のため文化の恵みに浴しないので、ながいランプ生活をしてきた部落があります。それは、

関係者と協力して、昨年の秋から、年末にかけて両部落に電灯がつけました。

「これで私たちも、他の部落と同じ文化の灯である電力の恩恵を受ける」と喜んで、電灯のもとコタツをかこんでテレビに見いつていきます。

ランプ生活に

さよなら

町政日誌

1 月

- 10日 ◎選挙管理委員会
11日 ◎農業委員会総会
賃借権の設定1件、所有権
移転15件、小作地返還2件
の許可申請ほか3議案を審
議
13日 ◎教育振興対策委員会
15日 ◎成人式、青年研修所で挙行
該当者立花地区53名、現原
地区34名、玉造地区63名、
手賀地区37名、玉川地区44
名 合計301名

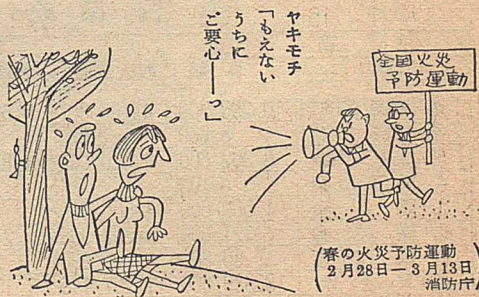


(成人証書の授与)

- 19日 ◎出初式
24日 ◎農地相談室
25日 ◎婦人学級
27日 ◎工高誘致代表委員会
29日 ◎農業委員会農政部会
31日 ◎町議会全体協議会

2 月

- 1 日 ◎部落長会議
6.7日 ◎部落長、組合長、納税組合
長合同視察（玉川、手賀、
立花）
8.9日 ◎上に同じ（玉造、現原）
15日 ◎農業委員会総会
所有権移転34件、転用1件
転用目的の所有権移転5件
小作地返還6件の許可申請
ほか7議案を審議
20日 ◎教育委員会



春の火災予防運動
2月28日—3月13日
消防庁

一般會計予算額
一億円を越す

第6回臨時町議會

去る十二月二十七日臨時町議會が開かれ、次の議決がありました。

一、玉造町職員の給与に關する条例の一部改正条例

一、町長、助役、収入役の給与に關する条例の一部改正条例

一、教育長の給与に關する条例の一部改正条例

一、町議會議員の報酬等に關する条例の一部改正条例

一、町税条例の一部改正条例

例

一、国民健康保險税条例の一部改正条例

一、昭和三十六年度一般會計歳入歳出追加更正予算

○歳入 町税九〇万円、地方交付税二四一万円、県支出金五八万円

合計三八九万円の増

○歳出 議會費二五万円、役場費一六九万円、土木費五〇万円、産業經濟費五二万円、諸支出金七十一万円、教育費一三万円、消防費九万円

合計三八九万円の増

これで、一般會計の予算額は歳入、歳出とも一億三百七十二万円となりました。

町政座談会など打合せ

— 部落長會議開く —

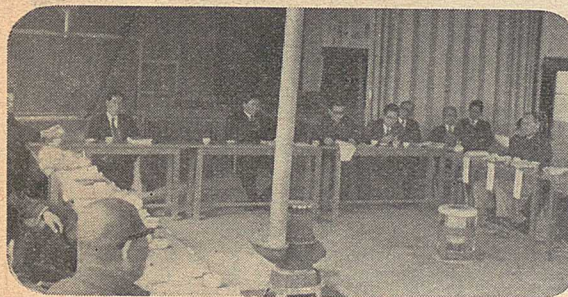
二月一日午前十時から、青年研修所で部落長会議が開かれました。

町長から、日ごろ町行政の実施に、御協力をいただいていることに対して感謝のあいさつがあり、議事にはいつて次のことがらを話し合いました。

一、合同視察旅行について
部落長、組合長、納税組合長のみなさんの御労苦にこたえ、二月六日から二回にわたり一泊二日の旅行を計画したので、細部にわたつての打合せをしました。

二、町政座談会について
二月中旬以降に各部落ごとくに座談会を開くため、会場のつごうなどをおうかがいし、協力をお願いしました。

三、部落、組合組織の適正化について
一組合は15戸以上、一部落は4組合以上を目標とし、それ以下の組織は、なるべく適正化することに努力し



(部落長會議)

一校に統合を答申

中
学
校
の
建
設
に

昭和35年8月、玉造町教育振興対策委員会（会長栗原志良）に対し、統合中学校の建設について諮問しましたが、去る1月13日の同委員会から次のような答申がありました。

玉造統合中学校建設答申

玉造町教育の振興の施策は幾多ある中で、最も重かつ大であるものは、中学校の統合であると確信するものであります。

われわれ委員会は、一年余にわたって検討した結果、次のとおり意見がまとまつたから、早急の実現を期せられるよう答申いたします

記

1.規模について

○町内一校に統合することと。

2.位置について

○町の中央部とし交通の利便を考慮に入れ、併せて環境に留意して決定すること。

3.通学に対する対策について

○遠距離通学者に対して考慮を払うこと。

○通学利便の諸条件の解決につとめること。

町当局としましては、答申の趣旨にそつて努力いたしますが、実施にあつては、なお多くの問題点もあると思われまふので、みなさんの一層の御協力をお願いする次第です。

青年研修所

図書貸出しを開始

長らくお待ちせしました
が青年研修所の図書は、二
月七日から貸出しを開始し
ました。図書は、付録に載
つているとおり各方面にわ
たつておりますから、きま
りに従つてお気軽に利用し
てください。

○図書貸出しのきまり

1. 本を借りられる人は、玉造町居住者だけです。
2. 本を借りられる日は、毎月第一、第三水曜日の午後

です。その日が休日のときは、その次の日になります。

3. 借りられる本は、一人3冊までです。
4. 本を借りられる期間は、二週間以内です。
5. 本を返す日は、二週間目の水曜日です。
6. 本を借りて理由がなく返さないときは、次の回から借りられません。
7. 本をまたがし、してはいけません。
8. 本をつづけて借りること

[illegible]

はできません。
9本をよごしたり、なくしたときは、同じ本をべんし、ようしてもらいます。借りてから一か月たつても返さないときは、なくしたものとみなします。
10そのほか、図書館の運営をさまたげる人には、貸し出しをいたしません。

(教育委員会)

町民税

収入金額 - 必要経費 = 所得金額
基礎控除(9万円) = 課税所得金額
税率 = 算出税額
所得割 = 所得割
専従者控除は、青色事業1人1,600円、その他の事業780円(15才以上で6カ月以上従事した者)
扶養親族控除は、1人800円、2人及び3人500円4人以上は1人増すごとに300円とします。

県民税

収入金額 - 必要経費 = 所得金額
所得控除
雑損控除 医療費控除 社会保険料控除 生命保険料控除 扶養控除 基礎控除
= 課税所得金額 × 税率 = 算出税額
所得割 = 所得割
障害者 高齢者 寡婦 勤労学生
必要経費には、青色事業専従者1人につき8万円限度、その他の事業専従者1人につき5万円限度、申告を要件として認められます。

一 前年中の所得金額
二 事業専従者がいる場合
三 雑損控除、医療費控除
四 障害者、高齢者、寡婦
勤労学生などの税額控除
をうけるための必要事項
扶養控除と社会保険料控除
だけしか該当がないよう
な場合は、簡易な申告書

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

町民税は、県民税とあわせて徴収されるもので、一
般に住民税と呼ばれており、みなさんにもつとも
縁の深い税金です。
この税には、町、県民のみなさんの福祉の向上を
はかるために必要な経費を、ひろく住民のみなさん
に負担してもらい、その負担を通じて町、県政に関
心をもつていただくことに大切な意味があるわけ
です。
この課税の根拠を定めている地方税法の一部が改
正され、町、県民税の課税方法などについても大
く改められ、昭和37年度から適用されることにな
りましたので、そのあらましをお知らせします。
所得割の課税方法
町民税は、均等割二百円、
県民税は、均等割百円と所
得割によつて課税されるこ
とになっていきます。ところ
がいまままでの所得割は、税
務署が決定した前年分の、所
得税額を課税標準として、

これに税率を乗じて算定し
ていたのですが、こんどは、
前年中の所得について計算
した金額から、所得控除や
税額控除などを差し引いて
算定することになったわけ
です。この計算方法を図解
すると表のようになります。
申告制度になりました
申告制度が採用されて、
前年中の所得金額を納税者
のみなさんが自分で計算
して、それから所得控除や
税額控除など課税に必要な
ことがらを申告していただ
き、その申告に基づいて課
税することになります。し
たがって、申告すること
によつてはじめて専従者控除
や所得控除などが認められ
るわけですから、申告書は
必ず三月二十日までに提出
してください。
申告しなければならな
いことは
次のとおりです。
一 前年中の所得金額
二 事業専従者がいる場合
三 雑損控除、医療費控除
四 障害者、高齢者、寡婦
勤労学生などの税額控除
をうけるための必要事項
扶養控除と社会保険料控除
だけしか該当がないよう
な場合は、簡易な申告書

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

町民税の課税方法かわる

扶養控除などは申告が必要

町民税は、県民税とあわせて徴収されるもので、一
般に住民税と呼ばれており、みなさんにもつとも
縁の深い税金です。
この税には、町、県民のみなさんの福祉の向上を
はかるために必要な経費を、ひろく住民のみなさん
に負担してもらい、その負担を通じて町、県政に関
心をもつていただくことに大切な意味があるわけ
です。

この課税の根拠を定めている地方税法の一部が改
正され、町、県民税の課税方法などについても大
く改められ、昭和37年度から適用されることにな
りましたので、そのあらましをお知らせします。
所得割の課税方法
町民税は、均等割二百円、
県民税は、均等割百円と所
得割によつて課税されるこ
とになっていきます。ところ
がいまままでの所得割は、税
務署が決定した前年分の、所
得税額を課税標準として、

所得割の課税方法

町民税は、均等割二百円、
県民税は、均等割百円と所
得割によつて課税されるこ
とになっていきます。ところ
がいまままでの所得割は、税
務署が決定した前年分の、所
得税額を課税標準として、

昭和36年度 定例監査報告

地方自治法第九十九条第
一項の規定に基づき、昭和三十
六年度の監査を執行したので、
同法同条第八項の規定により
次のとおり公表する。
昭和三十三年二月一日
玉造町監査委員
成島 寛次
鈴木 一二

監査の期日
昭和三十三年十一月二十八
日から四日間

1. 昭和36年11月1日現在にお
ける職員数は次のとおりであ
る。

区分 定数 現在数 過不足

○町長の事務部局 四七 一

○副町長の事務部局 四七 一

○議会の事務部局 八 三

○選挙管理委員会事務部局 一(一)

○監査委員の事務部局 一(一)

○教育委員会の事務部局 五(五)

○農林委員会事務部局 一(一)

○農地主事 一

○振興主事 一

○書記 三

○教育委員会の所管に属する
学校の職員 二

○雇員 二

○内は兼務を示す

2. 昭和36年11月30日現在の
一般会計特別会計の予算執行状
況は、別表のとおりである。

3. 全般的に、文書の処理状況

11 環境衛生における「カ」とハ
エのいない町」運動について
は、薬品の購入のための個人負
担金の未収入分は速やかに徴
収するよう求めた。駆除薬品
の種別については十分な検討
を加え、所期の効果をあげるよ
う期待する。

12 国民年金関係については過
渡的段階のため拠出年金の加
入を促進すると共にその納入
金の確保を期された。

13 農地交換分合計画に基づき
登記の遅延がある。これらは年
を追うごとに複雑さを増して
来るので早期に処理されたい。

14 各学校における備品の区分
を明確にする必要がある。学校
固有のもの、団体所有のもの
と混乱のおこらないようにす
べきである。

15 外郭団体の業務について住
民へのサービスを前提とする
とは、これら内部事務を要す
ても行なうことは一考を要す
る。行政近代化の問題とも併
せ、本来の育成指導を行ない、
職員は職員としての職務に専
念すべきである。

16 各種団体に対する補助金の
交付については厳に留意するよ
う、勧告したが未だ改善されな
いのは遺憾である。この際、補
助金適正化条例(仮称)の設定
を重ねて勧告する。

17 地方公共団体の業務は、近
年増大の一途をたどりつつあ
り、益々複雑多岐にわたって
いる。このため事務能力向上を主
眼とする行政近代化が叫ばれ
ているところであり、当町にお
いてもこの点につき研究すべ
き段階にある。住民へのサービ
スを前提とした機構、分担事
務、適正人員等を再検討し、最
も効果的な運営をはかるよう
要望する。

(別表) 一般会計予算執行状況

歳入					歳出				
款	予算額	収入済額	予算残額	執行率	款	予算額	支出済額	予算残額	執行率
1. 町税	27,600,000	19,649,694	7,950,306	71.2	1. 議会費	2,403,800	1,249,776	1,154,024	52.0
2. 地方交付税	36,432,200	37,781,000	△1,348,800	103.4	2. 役場費	19,141,700	12,274,510	6,867,190	64.1
3. 財産収入	25,700	—	25,700	—	3. 消防費	3,616,500	2,117,723	1,498,777	58.6
4. 使用料及手数料	1,971,500	854,450	1,117,050	43.3	4. 土木費	10,208,000	5,828,388	4,379,612	57.1
5. 国庫支出金	6,606,750	242,457	6,364,293	3.7	5. 教育費	17,887,800	6,227,872	11,659,928	34.8
6. 県支出金	4,155,200	429,716	3,725,484	10.3	6. 社会及労働 施設費	14,188,000	2,670,716	11,517,284	18.8
7. 寄附金	3,000	—	3,000	—	7. 保険衛生費	3,146,000	1,622,328	1,523,672	51.6
8. 繰越金	1,906,000	1,909,127	△3,127	100.1	8. 産業経済費	14,970,500	5,448,346	9,522,154	36.4
9. 雑収入	13,351,850	2,620,254	10,731,596	19.6	9. 財産費	356,700	189,739	166,961	53.2
10. 町債	7,900,000	1,150,000	6,750,000	14.6	10. 統計調査費	224,000	79,778	144,222	35.6
歳入合計	99,952,200	64,636,698	35,315,502	64.7	11. 選挙費	221,000	78,652	142,348	35.6
					12. 公債費	7,507,800	1,241,423	6,266,377	16.5
					13. 諸支出金	5,680,400	2,799,648	2,880,752	49.3
					14. 予備費	400,000	—	400,000	—
					歳出合計	99,952,200	41,828,899	58,123,301	41.8

国保会計予算執行状況

歳入					歳出				
款	予算額	収入済額	予算残額	執行率	款	予算額	支出済額	予算残額	執行率
1. 国民健康保険税	10,290,700	4,785,067	5,505,633	46.5	1. 役場費	2,199,900	1,177,922	1,021,978	53.5
2. 使用料及手数料	3,800	1,880	1,920	49.5	2. 保険給付費	14,325,600	9,656,943	4,668,657	67.4
3. 国庫支出金	6,392,600	4,520,000	1,872,600	70.7	3. 保険施設費	625,200	250,952	374,248	40.1
4. 県支出金	100	—	100	—	4. 公債費	200	—	200	—
5. 繰越金	1,500,000	1,500,000	0	100.0	5. 諸支出金	1,011,900	426,675	585,225	42.2
6. 繰越金	121,600	393,308	△271,708	323.4	6. 予備費	176,800	—	176,800	—
7. 雑収入	30,800	6,890	23,910	22.4	歳出合計	18,339,600	11,512,492	6,827,108	62.8
歳入合計	18,339,600	11,207,145	7,132,455	61.1					

でたりることになっていま
す。
申告をしなければなら
ない人
町内に住所を有する個人
で、前年中に所得のあつた
かたは、通常の場合すべて
申告義務があります。次
のような特別の人は申告す
る必要がありません。
一 給与所得者……給料だ
けで生活している人で、給
料以外の所得がぜんぜんな
い人
二 町の条例で定められた
場合において、その必要な
ことがらに該当する人……
通常前年中の所得が九万円
以下の者

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

町、県民税の賦課、徴収
町、県民税の賦課、徴収
については、従来どおりあ
わせて町で取り扱うことにな
つています。したがって
同じ用紙によつて申告する
ことになり、徴税令書もい
ままでと同じように一枚を
もつて送達されることにな
ります。

横綱「若の海」

納税組合に寄せて

納税組合の皆さん。
あけましておめでとうござ
います。昨年中は、一方な
らぬ御協力をいただき、本
当にありがとうございました。
おかげさまで、当町の納
税成績は、向上一途をた
どり、三十五年度は、九八
パーセント強(現年度分)
という、合併以来はじめて
の好成績をみることでござ
いました。これを、心から感謝
申し上げます。本年度も昨
年度におとらない成績をと
期してやみません。
さて、「石の上にも三年」
という言葉がありますが、
ミサイル時代において、何
もそんな古い話でもあるま
いとの向きもありましょ
うが、何せ、最近はいま
とかで、古いことが一種の
流行のようでもあります。
この諺の本旨は別といたし
ましても、「忍従」という
ことは、盲目でなく、いか
にの時代でも、高く評価
されているようです。前号
の広報紙に、若の海納税組
合発足三年にあつたの感
想文が掲載されましたが、

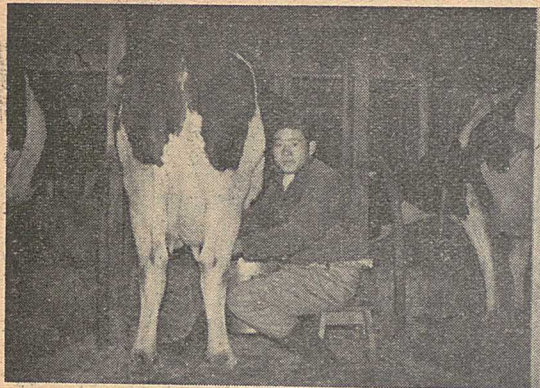
その意欲的な、力強い団結
と、明朗な雰囲気には、本
当に心温まる思いで衷心か
ら喜びを申し上げます。そ
の実力は既に横綱の貫録十
分とお目受けした次第です。
御指摘のように納税組合
という「税金の組合」結成
に際しては、色々と暗いイ
メージに悩まれ、結成後
の組合運営に懸念をおも
いになったことでしょう。
然し、結成後二年有半に
して組合の真価を見い出さ
れたためには、文字どおり
組合員の団結が先決であ
り、理解協力が並々ならぬ
努力を続けられたことが首
肯できますが、これは、い
わゆる「石の上にも三年」
の実がなつたとも換言でき
るものであります。ま
ま、どうか、本年もますます
組合発展のために御協力く
ださいますことを期待して
やみません。
なお、町民の皆さん全部
が納税組合員となられ、更
に一段の御協力くだされま
すことを、切に希望いた
すものであります。

農業技術習得の便り

酪農技術習得のため埼玉県に行つた斎藤勝美君から、優秀農家河野さんの経営内容と研修日課の便りがあり参考になることが多いのでお知らせします。

起床五時半で肥出しをし、搾乳にかかります。電気搾乳器を一回約七分位かけ、その後は手で後しほりを行います。

その後飼料の給与であります。現在は、トモロコシのサイレーシとビートパル、配合飼料、大麦粉砕フスマで、それが食べ終つたあとはカブと稲わらを与えます。その後牧場に放牧し、屋には、飼料槽に飼料を入れ、放牧地から牛を畜舎（作業中の斎藤君）



河野さんの耕地は、畑一町一反、水田四反二畝、乳牛は、搾乳牛九頭、育成牛二頭、仔牛一頭、サイロは六基です。飼料作物の作付はカブ六反（一頭当り五畝）牧草四反（イタリアン一反五畝、混播牧草二反五畝）レープ八畝、自給菜園二畝、水田裏作に小麦四畝、レンゲ草三畝が播いてあります。肥料は、化学肥料を全然使用しないで、カブなども大きくつております。もつとも反当堆肥が、ティラーで二〇台、尿はドラムカに二五本位施します。カブの畑が、あき次第、堆肥、尿を散布して、すぐエン麦を播き、エン麦の後作にトモロコシを栽培する予定、レープの前作はテオシン

トで青刈で食べさせてしまひ、トモロコシはサイロ六基につめ、甘藷つる等も買入れて近所の家のサイロ一基をかりてつめる等を行います。

サイレーシは十月から三月頃まで使い、四月からは牧草とエン麦、夏は家畜ピート、トモロコシ、テオシント等を与へます。

生産費中の最大である飼料費は、出荷乳量代の五〇%を少し上まわつた程度です。

管理は多頭飼育で粗放的であります。分産後十日間位は一日三回にわけ搾乳し、その後は二回搾乳で一日一斗五升から一斗七升位です。埼玉県下の酪農家は現在ほとんど二回搾乳であります。春になると三回に搾乳しますが、牛には悪影響はないとのこと。

今はいよいよ準備がたつてきます。このシン立ちはじめに肥切れすると収量が少なくなり、硫酸、尿素などの追肥を行ないます。

2月の農作業

昭和33年夏、西蓮寺部落から南米に移住した根崎正二さんより、つぎのような元気な便りがとどきました。

南米から元気な便り

今はいよいよ準備がたつてきました。このシン立ちはじめに肥切れすると収量が少なくなり、硫酸、尿素などの追肥を行ないます。

暖かくなつてくると、シンが立つてきます。このシン立ちはじめに肥切れすると収量が少なくなり、硫酸、尿素などの追肥を行ないます。

2月の農作業

南米から元気な便り

今はいよいよ準備がたつてきました。このシン立ちはじめに肥切れすると収量が少なくなり、硫酸、尿素などの追肥を行ないます。

暖かくなつてくると、シンが立つてきます。このシン立ちはじめに肥切れすると収量が少なくなり、硫酸、尿素などの追肥を行ないます。

今月のそさいの仕事は、果菜類の種まきと、温床における手入れが主になります。温床の適温をしつかりとつかんで、健苗を育てあげることがたいせつです。きゅうり、とまと、なすのうちでもつとも温度に対して敏感なのはきゅうりです。床温は10度以下にならないようにし、反対に温度が少しでも高いと伸びすぎから注意することです。

つらつら思うこと

年金係

☆年金坊やは一歳☆

たまたましい足取りで出発した拠出年金も、まもなく満一年目をむかえようとしています。年金坊やは満一歳となれば一人前です。

もしもの場合でも一年以上引きつづき保険料を納めていれば拠出年金が支給されるからです。

障害、母子、準母子共にいままでは補足的福祉年金と言つて基本額一万二千元でしたが、拠出年金となると約倍の二万四千元になるからです。（母子、準母子は一九、二〇〇円、第二子から四、八〇〇円加算）

遺児年金は一萬二千元になりました。

これから先は納付年数によつて年金額が増えていきます。

：はぐるつと一廻りして終着駅に到着いたしました。年金について大ザッパな事はもう一度読んでいただければお判りいただけると思います。

今月をもつて、なごらく御愛読いただいた「つらつら思うこと」を完結いたしました。正直に申し上げてこれ以上書き続ける能力がないです。

放射能

核爆発実験による放射能のことがさわがれて我々に暗い気持ちを持たせています。何か予防する方法はないのかと心配になる。誰の気持ちも同じだろうと思ひます。

このたび放射能対策本部が設けられて、研究、報道、勧告、指導などを行うことになりました。

実験に伴う放射性降下物（フォールアウト）は気象状況によつて今後相当の増加も予想されるのでその際の一般的な注意事項として次のようなことを心得ておくことが大切です。

しかし、現在のところまだ強い影響は現われていないようです。

爆発実験により生じた核分裂生成物は放射性降下物として我々の生活環境に影響を与えることとなります。

もし、この放射物が空気中に浮遊していたり、地表に蓄積されると人体が外部から放射線を浴びることになります。これを外部照射といつて、特に注意しなければ

福祉相談日を設けます

役場の窓口をもつと身近な……そのような希望におこたえて各公民館分館ごとに相談日を設けました。

一月には十二日から十七日の間各地区ごとに実施しましたが、今後もつづけて行きたいと思ひます。

二月の日取りが決定しますと回覧板でお知らせします（厚生課）

身体障害者の総合検診と

肢体不自由児の巡回療育指導

つぎのとおり、行われます。

一、目と耳の総合検診

1. 2月27日午前10時から午後3時まで

2. 場所は、銚田保健所

二、肢体不自由児の指導

1. 2月27日午前10時から午後3時まで

2. 場所は、銚田保健所

☆おわびして☆

つらつら思うことと題して私が常に考えること知つてもらいたいこと、年金法の仕組みのアウトライン……



葉野菜は、主として表面だけが汚染されているからよく水洗すればよく、中性洗剤などで洗えば一層よくとれます。

根菜類は、葉野菜のように直接汚染されることはあり

玉造地域子ども会の発展

だれもみんな、子どもをよくしたい、幸せにしたいと願っています。そうした親たちの願いのもとに地域子供会(後援会を含む)が昭和三十年頃からつくられ、現在では、ほとんどの地域に組織はできたようです。しかし、組織づくりの場合、形式的に流れ地域の父母がそれほど子供会に関心が無いと云う地域も少なくないようです。早くから子供会活動に力を入れた古い伝統を誇る地域を本月号から順次紹介してゆきます。



(さくらこども会の道路清掃)

玉造の中心部上宿、この地域のさくら子供会の会員は一八名と云う大世帯です。この地域の中央に子供会活動地があり、子供会活動に利用できる子供会館もあり、また、夏期、冬期の休業中はこの会館を利用しての子供会展覧会を行ないます。今年はずで七回目になるが年ごとに展示数も多くなり新しい創意なども加わって急速に発展したようです。子どもたちの自発的な創意にまかせて新しいおもいのを指導し、任田中教師は次のように語ってくれました。

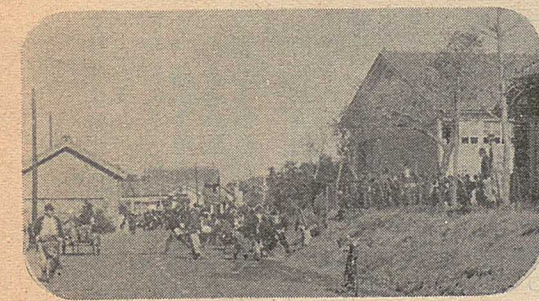
「この地域は後援会役員相互の信頼性に富んでおり、すべての活動が非常に楽しく行われていきます。そうしたふんいきの中で成長していく子どもたちは、今後の仕事の内容や就職条件、労働条件について、社会的なあいさつもつけて、お客との応待、とくに電話のかけかたや、金銭の取り扱いは、家でも注意していただきたいものです。都会へ出て、方言でつらい思いをさせることもありますが、子に對する粗雑な言葉にも、氣をつけたいものです。」

〇社会の中、一人、世の中に役立つ大切な一人であることを知らせて、どんな人でもなくてはならない人です。すすんで世の中に役立つようになると、その仕事を通して一世の中に連がっていくことに気づかせましよう。健康で明るく積極的な仕事にうち当る人になつていく様に、話していただきたいと思います。

〇子どもを不安や劣等感と排除して、学力検査が三月に入つて行なわれますが、この検査は決して子どもたちが今まで一度も見なかったようなものでなく、学校で学習したものの中から少し形がかわつて出題されます。たとつもないむずかしい問題は出ないのです。他人が

ちは何より幸せでしょう」と。私はこの地域の子どもの文化の中に生れた多くの文化のたえることなく発展する事を祈りつゝ、スクーターを北へと走らせました。

再び訪れたこの地は人口四〇五人、その名も高き朝日子子供会会員五十名。この日は朝から親子会があると云うので部落内はひじょうに自由な和やかな空氣に満ちていました。親子会というのは親子の話し合いが部落内の旧家のような大きな家を借りて行なわれます。その会議のあと、親子そろつてゲームをやりました。ゲームの内容は子どもたちが提案されたバトミントン、タコ上げ、カルタ取り、野球といくつかの中から選ばれ親と子のゲームが愉快に行なわれました。子どもはそれなりに幼い子ほど夢中になりますが、親には遊びです。遊びそのものには興味はもてないのでなく、楽しそうなお子どものようす、そのムキになつてやうつてひたひたきさから可愛らしいてつりこまれるのでしよう。お母さんたちはみな幸福そうです。男の親は内心でテレル人もありましよう。それだけに大げさで



ふざけたかつこうをします。それがまた子どもには興味があつてしまいに「わあ、わあ」と歓声がわくわけです。

親子会に参加した里地域子ども会後援会役員堤武男さんは次のような感想を語ってくれました。

「親と子がたとえ月一回でもこういう空氣にふれてくれば自分の家に帰つたとたんに命令服従や大喝一声主義はとれないだろう。親子会のときに、あんなに陽気にふるまつて人氣のあつた父親が家にかえつて、俄かにコチコチになれるわけはあります。この体温が家庭に持ちこたれるならば、たしかに親子関係は服従から愛情と信頼にかわり日本の親子関係、夫婦関係という性質を近代的にかえていきそのことは同時に日本の社会をかえる力になるであらう。」

こうしたことは、新しい憲法の精神に目ざめることができます。それは理くつでなしに、親子会の自然なふんいきのなから、からだで、その性質をかえていくことにあると思います。こういうしくみで子供会が五年も十年も継続されると、ひとつの伝統が出てきます。その伝統に値うちがあるのです。地域全体が、

卒業期前の青少年と家庭

卒業を目の前にひかえ、学校を巣立つていく前の現在、長いこれからの人生にとつても非常に大切なこととす。家庭においても、子どもたちの学校生活の終りを有意義にさせ、新たな出発に備えていただきたいと思います。

そこで就職する子をもつ家庭と、進学する子をもつ家庭とに分けて、それぞれどんなことに心がけたらよいのかについて考えてみたいと思います。

就職する子供を持つ家庭

〇暖かい家庭のふんいきをつくる

子ども以上に親の方が過敏になつて、いろいろさせるようなことがあつてはなりません。家庭内ではできるだけ子どもの場をつくり、みんなで話をきいてやり、また進んで話しかけてやることです。この暖かい家庭の話し合いが、必らず自己中心的のみ走り易い子どもの心をつなぎとめ、開いてやり、心の通い路となることでしょう。

〇就職先の仕事にも理解をもつて

就職先の仕事が一休どんなものか、少しも知らないで就職させてはかわいそうです。担任の先生と一しよ

に、今後の仕事の内容や就職条件、労働条件について、社会的なあいさつもつけて、お客との応待、とくに電話のかけかたや、金銭の取り扱いは、家でも注意していただきたいものです。都会へ出て、方言でつらい思いをさせることもありますが、子に對する粗雑な言葉にも、氣をつけたいものです。」

〇健康と栄養に注意してやる

進学生は、まさにマラソン競走の走者です。これが長い期間続くわけですから、気力だけでは勝てません。どうしても健康管理が大切です。コタツで勉強しそのまゝ寝こんでかぜをひくことなどないよう、ねむいときは早く寝て朝早く起きやするよう工夫、夜十一

とてもよくできるといふところからひどい劣等感や不安をいだかせないよう、家庭の方は心掛けてください。

〇健康と栄養に注意してやる

進学生は、まさにマラソン競走の走者です。これが長い期間続くわけですから、気力だけでは勝てません。どうしても健康管理が大切です。コタツで勉強しそのまゝ寝こんでかぜをひくことなどないよう、ねむいときは早く寝て朝早く起きやするよう工夫、夜十一

時ごろ熱いお茶とみかんなども親なればこそというものでしよう。

〇三月の時期に実力が発揮できる

家庭の方は、スポーツの監督のようなものです。あまり神経質になりすぎて子どもの気持ちをいじけさせてはならず、また、あまりのんびりしては競技に勝てません。もつとも大切なときに最大の力を発揮できるように、事前から注意してやつて、この試験をのりこえさせましよう。

（8頁よりつづく）

本部係なので、係の先生のところへかけつけた。

まもなく「全員避難しました」と、代表の人が報告にきた。

消防団の人達は、ポンプを使つていっしょうけんめいに火を消した。六年生の消火係の人達は、バケツを順々に手わたしにして、火を消した。しばらくして、火が消えたので、本部の先生のさしずで、わたし達本

商工会欄

メートル法の完全実施

一月一日よりメートル法が完全実施されました。従来の尺貫法を使い、ますと違法となり、ますので充分御注意願います。日常のものごとをメートル法で正しくはかる習慣をつけましよう。

商店の皆様へ

一、正しい計量器(メートル系計量器)を正しく使いましよう。

一、「はかり」は零点と水平器を正しく据え付けましよう。

一、「はかり」は店頭へお客様によくわかるように置ましよう。

一、「はかり」は商品に適した「はかり」を選びましよう。

火災共済加入者増加す

最近事業主の火災共済に対する理解が高まり新規加入が増加しつつあります。

現在の加入契約状況は左記の通りです。

区分	口数	掛金	共済金額
地区名			
玉造	161	68,400	16,100,000
手賀	10	3,900	1,000,000
玉川	13	5,100	1,300,000
立花	28	10,000	2,800,000
現原	7	2,800	700,000
合計	219	90,200	21,900,000

一、計量器の定期検査に合格した計量器であるかないか確かめましよう。

一、商品をはかる前に「はかり」の指針が零点を指しているかどうかを確かめましよう。

鉾田地区労務管理対策協議会生まる

最近労務問題が重要視され労務管理については今後普及員が主体となつて是に当る事になりました。取敢えず実施せなくてはならない事は左記の通りです。

一、労災保険の加入促進

一、最低賃金制の設置

一、定休日及一斉閉店の完全実施PR

衣料品店で従業員慰安

玉造町中央の衣料品店では一月二十日、国際劇場で開演中の三波春夫シヨウに従業員全員を招待し日頃の労を慰安しました。

登記の話 (2)

このようにして閲覧の申請をしますと、登記所では閲覧したい土地又は建物の登記用紙を出して、登記官吏の面前で閲覧させることになっていきますが、閲覧する場合については、登記簿が重要な公簿であることを充分認識して、これを汚損したり又は破つたりすることのないよう充分注意し、その他登記所の閲覧についてのいろいろの注意をよく守るべきであります。

次の方法としましては、登記簿の謄本又は抄本の交付を受けることとあります。登記簿の謄本とは、登記簿と同一様式のものに登記簿の記載事項全部を謄写したものであり、登記簿の抄本とは、申請人の請求に応じて登記簿の記載事項から必要な事項だけを謄写したものであります。この交付請求には、閲覧の場合と同様に登記所に登記簿の謄本(抄本)交付申請書を提出しなければなりません。この場合の手数料は、謄本又は抄本用紙一枚について四十円であり、閲覧の場合と同様に必要な額に相当する収入印紙を申請書に貼つて納めることになっていきます。なお、この登記簿の謄本又は抄本は、郵送料(郵便切手)を納めて、登記所

から郵便で送つてもらふこともできます。

転居届はかならず郵便局へも

三月から四月にかけては卒業、進学、就職等で若い人たちの住所の移動が特にげしくなります。

住所が変わつた場合は、旧住所の配達受持郵便局へ転居届を出しておかないと郵便物は新住所へ転送されませんから、移転した場合、必ず郵便局へも転居届を出してください。

郵便局では、転居届の便宜をはかるため、郵便局の窓口のほかに、町役場で転入の手続きの際に、郵便の転居届を出せるように、用紙と受箱が備えつけてあ

利等は登記できません。そこでこれらの権利は、一体どうゆう権利か簡単に説明しておきましょう。

1 所有権 これは説明するまでもなく、土地又は建物を完全に所有し、法令の制限はありませんが、原則として自由に使用、収益し、処分できる権利であります。

2 地上権 これは他人の土地において建物その他の工作物又は竹木を所有することによって他人の土地を使用することのできる権利であります。土地の所有者との地上権設定契約によつて生ずるものであります。

(水戸地方事務局 玉造出張所)

りますから御利用ください。(郵便局)

二月一日付、本紙号外に、次のことが記載されましたのでお知らせします。

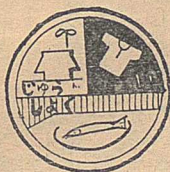
5. 町有財産について

基本財産及積立金			
種別	金額	保管状況	状況
町基本財産	260,565	常定期預金	行金
町国庫	139,500	町役場	金
町国庫	729,500	町役場	金

☆十一月なかばごろから着通したオーバーや、背広などは、ずいぶんほこりを吸っているため、つやがなくなり、なんとなくくたびれた感じになります。こんなとき、簡易クリーニングをするの見違えるほど美しくなるものです。

まず二十分ぐらい日にあり、棒でほこりをすつかりたたき出し、ブラツシをかけます。次に、えり、そで口、よぐれをベンジンでふきとり、全体をよぐれは、アンモニア液をふくませてしぼつた布で、さつとふきとるようにします。全体をふきあげたら、仕上げのアイロンをかけます。

☆ほこりつばい春先は、室内掃除にちよつと手間がかかります。



ガラス戸のさんなどについたホコリをとるにはハタキは禁物です。面倒でもぞうきんでふくするようにしましょう。古ネルやタオルを二枚おき、手まめに洗つてかわかし、そつとふくようにするところが一番です。☆押入をせいとんしたときどこか一か所乱れカゴが一つはいるくらいの空間を作つておくとう便利です。ことに手せまな住居の場合、不意の来客を迎えたりしたとき、材料一式をそのまましまふことができます。

☆寒いときのおそうざいつくりは、なかなかたいへんですが、暖房用の火を利用して、煮まめや、つくだ煮を作つておくとう便利です。

また、豚のスネ肉など、安い肉を丸のまま買い、水しよう油で一時間ほど、とる火で煮こみ、さめてからうす切りにして食べるように作つておきます。割しよう油のなかに、しょうがのうす切少しと長ネギ一本ぐらい入れて煮ると香りと味がおいしくなります。これはパンにも、またごはんのおかずとしても

はよく、煮汁の方は、チャーハンのもつつけなどに使うとたいへんおいしくできます。

☆一般に、中年になつてふとりすぎると短命だ、といわれますが、これはふとりすぎると心臓の障害や高血圧を招きやすいからです。あまり運動をしないで美食しすぎたり、でん粉質のものを多くとつたりしますと、ぜい肉がつきますから適当な運動をすることです。それでもふとるようでしたら菜食、パン食、果物などカロリーの低いものをとり、肉類や米飯の摂取量を控えるように心がけると、健康上何よりも大切です。

文芸

短歌

幸江

遠くいて寒さにふるう
弟の姿想ほゆ 霜の朝に

物足りて尚も乏しという人の
安き心の糧とならまし 稲里

俳句

ともづな初句会

元朝や座にともかくも父とし
て 吉子

句を作るだけがゆとりの松の
内 吉子

初春のよそおい人の行き交い
も 吉子

とくおきて友への便り初炬燵
はる 吉子

短日や母屋普請の雨の中
一碩

老婆の厨大事に注連飾る
霜石

俚謡

桃浦夜蝶

つる寒さに掛け足す布団
冬の重さがのしかかる

世界土俵に取組む米ソ
誰が行司か呼出ししか

あとがき

○お待たせしました。行事がかさなつて、発行がおくれたことをおわびします。○記事が多く、増ページ、付録、号外と18ページになりました。見おとしのないよう、お読みください。(き)